

野々市市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成31年1月31日

野々市市監査委員 小松 靖典

野々市市監査委員 大東 和美

## 平成 30 年度定期監査（第 1 期）結果報告書

### 1 定期監査の対象

#### 教育文化部

教育総務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課、  
中央地区整備事業対策室、文化課

#### 土木部

建設課、建築住宅課、都市計画課、上下水道課

#### 健康福祉部

福祉総務課、介護長寿課、保険年金課、子育て支援課、健康推進課

### 2 定期監査の期間

平成 30 年 10 月 1 日から 12 月 28 日まで

### 3 定期監査の範囲

平成 30 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの事務事業  
ただし、必要に応じて平成 29 年度およびそれ以前の年度の事務事業

### 4 提出または提示された書類

- ①職員数調
- ②事務分掌表
- ③時間外勤務状況および年次休暇・夏季特別休暇取得状況調
- ④歳入予算執行状況
- ⑤歳出予算執行状況
- ⑥事務事業の執行状況調書
- ⑦工事の執行状況調書
- ⑧委託業務に関する状況調書
- ⑨財政的援助に関する状況調書
- ⑩出資、支払保証、信託の受託者、施設管理受託に関する状況調書
- ⑪出張に関する状況調書
- ⑫備品の出納保管状況調書
- ⑬収納状況調査表

### 5 定期監査の方法

あらかじめ提出された事務事業の執行状況資料等を基に担当部長及び各課長から各事業の進捗状況、課題、問題点について、それぞれ説明を受け、さらに関係職員から事情聴取を行いながら、関係書類の審査・点検を実施した。

なお、些細な事務上の注意事項で早急に改善できるものについてはすぐに改善するよう指示した。

## 6 監査結果及び所見

監査の結果、監査の対象の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理は全般的に総じて適正に執行されているものと認められた。

各部課別および各事項別については、次のとおり所見を述べる。

### (1) 各部課別

#### 教育文化部

- ① 教育総務課  
特段の指摘事項はない。
- ② 学校教育課  
特段の指摘事項はない。
- ③ 生涯学習課  
特段の指摘事項はない。
- ④ スポーツ振興課  
特段の指摘事項はない。
- ⑤ 中央地区整備事業対策室  
特段の指摘事項はない。
- ⑥ 文化課  
特段の指摘事項はない。

#### 土木部

- ① 建設課  
特段の指摘事項はない。
- ② 建築住宅課  
特段の指摘事項はない。
- ③ 都市計画課  
特段の指摘事項はない。
- ④ 上下水道課  
公金の取扱いについては改善に努め、管理体制の重要性を今一度意識し、より一層の注意を払われたい。

#### 健康福祉部

- ① 福祉総務課  
特段の指摘事項はない。
- ② 介護長寿課  
特段の指摘事項はない。
- ③ 保険年金課  
特段の指摘事項はない。
- ④ 子育て支援課  
特段の指摘事項はない。
- ⑤ 健康推進課  
特段の指摘事項はない。